

UMOUプロジェクトロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、UMOUプロジェクトのロゴマークの使用に際して、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、三重県共同募金会が行う。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、三重県共同募金会に帰属する。

(デザイン)

第4条 UMOUプロジェクトロゴマークは、別紙に定めたデザインのとおりとする。

(使用の対象者)

第5条 ロゴマークを使用できるのは三重県共同募金会及び三重県共同募金会がロゴマークの使用を認めた者とする。

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークは、使われなくなった羽毛製品を捨てずに三重県内の社会福祉協議会等へ持ち寄り、回収された費用の一部が赤い羽根共同募金への募金に変わるしくみである「UMOUプロジェクト」の普及・啓発のために、使用することができる。

ただし、次の各号に掲げる内容に該当する場合は使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものに使用すること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用すること。
- (4) 三重県共同募金会のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (5) その他、三重県共同募金会が不相当と認めるとき。

(申請)

第7条 三重県共同募金会、三重県内の市町共同募金委員会及び社会福祉協議会以外の者が第5条の規定によりロゴマークを使用する場合は、使用する日の10日前（土曜日、日及び祝祭日を除く。）までに「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用申請書（様式1）を三重県共同募金会に提出しなければならない。

2 三重県共同募金会は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合には、「UMOUプロジェクト」使用承認書（様式2）により通知するものとする。

3 三重県共同募金会は、前項の「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用承認書を通知する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

(使用目的等の変更)

第8条 第7条第2項の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、三重県共同募金会より認められた使用目的等を変更する場合は、変更する日の10日前(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)までに、「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用変更申請書(様式3)を三重県共同募金会に提出しなければならない。

2 三重県共同募金会は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用変更承認書(様式4)により通知するものとする。

3 三重県共同募金会は、前項の「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用承認書を通知する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付することができる。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザイン等を変更することがないように、当該使用要領に従って、使用すること。

(2) ロゴマークを用いて、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

(使用の禁止)

第10条 使用者が第5条に定める使用の範囲を逸脱して使用を行った場合、三重県共同募金会は当該使用者に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用者の責任)

第12条 使用者がロゴマークの使用により、三重県共同募金会に損害を与えた場合、三重県共同募金会はその賠償を請求することができる。

ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、事故の責任と負担において対応するものとし、三重県共同募金会は損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の報告)

第13条 三重県共同募金会は、ロゴマークの使用者に対して、必要に応じ、使用状況等の報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、三重県共同募金会ロゴマークの使用において必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月18日から施行する。ただし、この要領の施行前に既に「**UMOU**プロジェクト」のロゴを第6条の規定に則して使用しているものについては、第7条に規定する申請がなされたものとみなす。

UMOU プロジェクト ロゴ1



羽毛製品が募金になるしくみ。

UMOU プロジェクト ロゴ2



羽毛製品が募金になるしくみ。

UMOU プロジェクト ロゴ3



UMOU プロジェクト ロゴ4



UMOU プロジェクト ロゴ5



(様式1)

「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

三重県共同募金会様

(申請者)

住所

名称 (氏名)

*代表者

※押印不要

「UMOUプロジェクト」のロゴマークを使用したいので、関係資料を添えて申請します。

記

1. 使用目的
2. 使用媒体 (HP に使用する場合は、URL を記載すること。)
3. 使用期間
4. 連絡先 (所属、氏名、電話番号)

(添付書類)

1. 使用方法が分かる書類
2. その他必要と思われる書類

(様式2)

「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用承認書

文書番号

年 月 日

様

三重県共同募金会

事務局長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

年 月 日付け文書をもって申請のあった「UMOUプロジェクト」

ロゴマーク使用申請について、ロゴマークを使用することは、差し支えありません。

使用に当たっては、下記の条件を付します。

記

1. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
2. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

社会福祉法人 三重県共同募金会
担当：

TEL 059-226-2605

Fax 059-221-0044

(様式3)

「UMOUプロジェクト」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

三重県共同募金会様

(申請者)

住所

名称 (氏名)

*代表者

※押印不要

年 月付け 文書番号を持って承認を受けた「UMOUプロジェクト」

ロゴマークについて、次のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項 (使用目的、使用媒体、使用期間等)

2. 変更内容

(変更前)

(変更後)

3. 連絡先 (所属、氏名、電話番号)

(添付書類)

必要と思われる書

(様式4)

「UMOUPROJECT」ロゴマーク使用変更承認書

文書番号

令和 年 月 日

様

三重県共同募金会

事務局長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

年 月 日付け文書をもって申請のあった「UMOUPROJECT」ロゴ
マーク使用変更申請について、ロゴマークを使用することは、差し支えありません。

使用に当たっては、下記の条件を付します。

記

1. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
2. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

社会福祉法人 三重県共同募金会
担当：

TEL 059-226-2605

Fax 059-221-0044